平成２１年（フ）第５１７号
香川県高松市松福町１丁目２番６号　秀和マンション201号
債務者　川原　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目40番２―43号
債務者　塚田　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
茨城県守谷市本町150番地の１ハイツ向原Ｃ―103
債務者　杉山　優美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
茨城県稲敷市沼田2650番地117、前住所茨城県稲敷市月出里1223番地22
債務者　櫻田　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
茨城県稲敷郡河内町布鎌262番地
債務者　本橋　広之
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
茨城県牛久市下根町1519番地６・ひたち野東368―４　アイナ壱番館202
債務者　平根　由香
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
茨城県取手市新取手３丁目24番14―305号、前住所茨城県取手市藤代480番地
債務者　髙橋　清治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
茨城県龍ケ崎市佐貫１丁目17番地３　ヴィラパーク102号室
債務者　川口　孝行
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
茨城県取手市井野団地５番２―401号
債務者　高橋　執一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
福岡県大牟田市上町２丁目２番地９　エクセレントハイツ202号
債務者　水田　恭平
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６９号
福岡県大牟田市大字歴木537番地３　高泉県営住宅200棟46号
債務者　田中　輝城
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県大牟田市神田町26番地３
債務者　滿田　義則
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目14番18号
債務者　堀　　春男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市川上町2629番地33
債務者　上薗　　守
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
千葉県流山市三輪野山１丁目1098番地ファミールＡ―202
債務者　川又　健治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２５号
千葉県流山市三輪野山１丁目1098番地ファミールＡ―202
債務者　川又　友江
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２８号
千葉県柏市柏313番地１アインズコート柏208号、居所東京都府中市四谷６―39―２榊寮101
債務者　林　　寿男
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部